

EZBid IR 千葉東葛飾会場 規約

株式会社アイアールが運営する EZBid IR 千葉東葛飾会場の参加、出品、落札、精算及び商品管理の条件を定めます。参加者は、本規約及び EZBid 一般利用規約を確認し、同意のうえご参加ください。

運営会社 株式会社アイアール

代表者 岡部宏朋

会場所在地 千葉県松戸市大橋 1102-6

電話 047-702-3577

作成日 2026 年 10 月 14 日

第 1 条 適用範囲と用語

1 本規約における「当社」は株式会社アイアール、「本会場」は EZBid IR 千葉東葛飾会場を指します。「参加者」は当社が参加を承認した事業者、「売主」は出品者、「買主」は落札者を指します。

2 本規約は本会場の現地参加及び EZBid を利用したオンライン参加に適用します。売買は原則として売主と買主との間で成立し、当社は会場運営及び取引の仲介を行います。当社自身が売主となる場合はその旨を表示します。

3 EZBid の登録、システム利用、入札及び決済に関する事項は一般利用規約に従い、本会場での荷受け、保管及び引渡し等は本規約に従います。相互に矛盾する事項は一般利用規約に反しない範囲で運用し、必要に応じて事務局と確認します。

第 2 条 参加資格と登録

1 参加者は、有効な古物商許可を有し、EZBid 及び当社所定の登録を完了した事業者とします。来場する従業員又は代理人は、登録事業者の権限の範囲で参加するものとします。

2 売主は適格請求書発行事業者の登録状況も申告してください。

3 登録内容又は許可の状況が変わった場合は、速やかに届け出てください。ID 等の貸与、名義貸し及び無断の代理参加は禁止します。

第 3 条 開催と会場利用

1 開催日時、下見、荷受け及び搬出の受付時間は、開催前に EZBid 掲載ページ又は当社が案内する方法で通知します。来場、搬入及び搬出は事前に予約してください。

2 災害、設備障害その他開催が困難な事情があるときは、延期、中断又は中止することがあります。当社は可能な限り速やかに通知し、成立済みの取引の扱いを関係者に案内します。

3 会場内では係員の指示、駐車場所、作業区域及び安全上の注意を守ってください。無断で商品を移動、分解又は持ち出す行為は禁止します。

第 4 条 料金と精算条件

1 会場参加費、出品手数料、保管料及び作業料等は、出品又は参加の申込み前に当社が提示し、参加者の同意を得ます。料金は税込・税別の区別、計算対象、単位及び負担者を明示します。

2 EZBid のシステム利用料及び落札手数料は EZBid の規定によります。当社は、同一の費用を重複して請求しません。

3 送料、梱包費、振込手数料その他個別に発生する費用は、負担者と金額又は算定方法を事前に確認します。

第 5 条 売主の責務と出品

1 売主は、品目、数量、状態及び搬入予定を事前に申告し、当社の承認を受けて指定日時に搬入してください。最低売却価格の指定は、出品受付時に当社と確認してください。

2 売主は、適格請求書発行事業者の登録番号又は免税事業者である旨を申告してください。登録申請中の場合はその旨及び申請時期を届け出て、登録状況が変わったときは速やかに通知してください。

- 3 小物等の出品物は段ボール箱又は金属製の箱にまとめ、運搬中の破損を防ぐよう梱包してください。家具等の箱に収まらない商品は、当社と搬入方法を確認してください。
- 4 売主は適法に処分できる権限を有する商品を出品し、判明している不具合、欠品、修理歴、真贋に関する疑義及び使用上の制約を申告してください。動作確認済みと表示する場合は、確認した範囲を具体的に申告してください。
- 5 動作未確認品、ジャンク品及び部品取り品は、その旨を明示します。当該表示は、正常動作又は通常使用でできることの保証を意味しません。
- 6 売主は、当社による管理用荷札の取付け及び取引に必要な写真・商品情報の使用を承諾します。出品取消しは競り開始前に相談し、落札後は本規約所定の手続によります。
- 7 流札品及び出品禁止品は、第 10 条の搬出期限及び保管料の条件に従い、売主が引き取ってください。

第 6 条 出品を受け付けない商品

- 1 盗品、不正入手品、権利者の承諾なく売却する物、偽造品・模倣品、違法な取引となる物及び法令上必要な許可・登録・書類を確認できない物は受け付けません。
- 2 危険物、衛生上問題のある物、ワシントン条約に違反する物、剥製・毛皮・象牙等の動物製品、当社の出品基準に適合しない物その他当社が安全又は適法な取引が困難と判断する商品は受け付けません。
- 3 出品後に問題が判明した場合は、競り又は引渡しを停止し、関係者及び必要に応じて関係機関と対応を協議します。返送等の費用は原因及び責任に応じて負担を定めます。
- 4 搬入品に出品禁止品が混在し、当社による仕分けが必要になった場合は、売主に 1 カーゴにつき 1,100 円(税込)の作業料を請求します。作業の対象及びカーゴ数を確認し、銀行振込又は現金でお支払いください。

第 7 条 入札と売買の成立

- 1 買主は下見、商品説明及び画像等を確認し、不明点は入札前に問い合わせてください。配信映像のみでは状態を完全に確認できない場合があります。
- 2 入札及び落札の確定は EZBid の一般利用規約及び所定の操作方法に従います。落札が確定した時点で売主と買主との間に売買契約が成立します。
- 3 買主都合による落札後の取消し、値引き又は返品は原則として認めません。誤表示、システム障害等が疑われる場合は、記録を確認して当社及び事務局と協議します。

第 8 条 代金の支払と売主への送金

- 1 買主は EZBid 又は指定された決済先へ、落札代金、税及び所定の落札手数料を、一般利用規約及び請求書に従って期限内に支払ってください。会場費用は当社が案内する方法で精算してください。
- 2 売主への支払は、入金確認後、出品手数料その他合意した費用を控除した金額を、事前に売主と合意した期日及び方法で行います。当社は売買金額と控除内容を確認できる明細を交付します。
- 3 売上金と買上代金を参加者の判断で相殺することはできません。返品又は取引取消しがあった場合は、当該取引の代金及び費用を確認して精算します。
- 4 未払いのときは、相当の期限を設けた催告、引渡しの留保、参加の停止又は売買解除の手続を行うことがあります。EZBid 所定の費用及び違約金は一般利用規約によります。

第 9 条 引渡しと発送

- 1 落札品は入金確認後、第 10 条の期限内に引き取ってください。商品番号及び数量を確認し、代理人又は運送業者を利用する場合は事前に届け出てください。
- 2 積み込み、運搬、養生及び必要な人員・車両は買主が手配します。当社の作業支援が必要な場合は、対応の可否と費用を事前に確認してください。
- 3 発送又は他会場への輸送は当社が承認した場合に限り対応します。送料、梱包費、配送方法、保険及び補償条件は発送前に確認します。
- 4 引渡し後の保管及び使用は買主が管理します。輸送中の事故は、発送時の状態、梱包及び運送契約を確認し、原因と各当事者の責任に応じて対応します。

第 10 条 保管期間と保管料及び未引取品

- 1 当社は受け付けた商品を相当な注意をもって保管します。商品の性質に応じて保管場所を選び、雨又は湿気に弱い商品は必要な保護ができる場所に保管します。
- 2 日数は開催日を 1 日目とする暦日で数えます。現地引取の落札品、流札品及び出品禁止品の搬出期限は 5 日目までです。
- 3 無料保管は 5 日目までです。6 日目から搬出日を含め、0.1 m³につき 1 日 110 円(税込)の保管料が発生します。同じ負担者の対象商品の体積を合算し、0.1 m³未満の端数を切り上げます。落札品は買主、流札品及び出品禁止品は売主が銀行振込又は現金で支払います。例えば 10 月 14 日開催なら、10 月 18 日まで無料、10 月 19 日の搬出にも保管料が発生します。
- 4 発送品は、当社の梱包又は発送待ちだけを理由に保管料を請求しません。送料未払い、送付先の未回答等により発送できないときは、必要な対応と期限を通知します。通知到達日の翌日を 1 日目として 2 日目までを対応期限とし、その翌日から必要な対応がすべて完了した当日まで、前項の単価及び体積計算で保管料を請求します。対応完了日の翌日以降、当社側の発送待ちには加算しません。
- 5 返品 of 引取期限及び無料保管期間は、返品が合意された際に関係者へ通知して合意します。保管料を課す場合の単価及び端数処理は第 3 項に従います。
- 6 搬出期限を過ぎたときは、対象商品と最終期限を明示して引取りを催告します。最終期限は催告到達日を 1 日目として 14 日目までとし、既に発生している保管料はその間も継続します。LINE、電子メール、書面又は電話を用い、内容及び到達を確認できる記録を残します。
- 7 期限経過だけで所有権放棄とは扱いません。再出品、売却又は廃棄については、処分条件及び費用負担を個別に示し、権限を有する者の署名又は電子的な同意を記録します。処分権限又は催告の到達を確認できないときは、処分を保留して法令に従う手続を確認します。
- 8 処分を受託した商品は、売却可能な場合は再出品又は売却を検討し、売却が困難な場合は廃棄を検討します。処分方法及び必要な費用を事前に確認します。売却代金から未払い保管料及び合意した必要費用を控除し、残額を所有者へ返還します。不足があれば負担者へ請求し、明細を交付します。
- 9 再出品又は売却の場合は成約日まで、廃棄の場合は実際の廃棄日まで保管料を計算します。成約日の翌日から元の所有者には加算しません。当社側の都合で廃棄が遅れた日数分も加算しません。

第 11 条 状態相違と返品の申出

- 1 買主は受領後速やかに数量及び状態を確認してください。説明と重要な相違がある場合は、当社が取引前に案内し、買主と合意した申出期間内に商品番号、相違の内容及び写真等を添えて当社へ連絡してください。
- 2 説明済みの不具合、通常の中古品として説明の範囲内の使用感、及び動作未確認・ジャンクと明示した商品の当該未確認部分の不具合は、原則として返品の対象としません。ただし、虚偽説明又は重要な事実の不告知等は別途確認します。
- 3 盗品、偽造品、第三者の権利侵害及び売主が知りながら告げなかった問題等は、申出期間の経過のみをもって一律に対応を拒否しません。
- 4 当社は売主と買主の説明及び記録を確認し、返品、返金又はその他の解決を協議します。確認前の修理、改造、転売又は無断返送は避けてください。
- 5 返品が合意された場合は返送先、期限、返金額、手数料の扱い及び送料の負担を確認します。申出期間は初期確認の受付期間であり、法令上排除できない権利を制限するものではありません。

第 12 条 禁止行為と参加停止

- 1 価格操作、架空入札、なりすまし、虚偽申告、威迫、進行妨害、無断撮影・配信、機密情報の漏えいその他取引の公正又は会場の安全を害する行為を禁止します。直接取引の制限は EZBid 一般利用規約に従います。
- 2 違反、未払い、許可の失効等があった場合は、理由及び必要な対応を通知して参加を制限することがあります。安全確保又は不正防止のため緊急の必要がある場合は、直ちに停止できます。
- 3 参加停止又は退会後も、成立済み取引の支払、引取り及び秘密保持等の義務は残ります。

第 13 条 反社会的勢力の排除

- 1 当社及び参加者は、自己及びその役員が反社会的勢力に該当せず、反社会的勢力に名義を利用させず、その活動に協力しないことを表明します。
- 2 暴力的な要求、法的な責任を超える不当な要求、脅迫又は業務妨害があった場合、相手方は催告なく参加契約を解除できます。解除された者の未精算その他既存の義務は免除されません。

第 14 条 情報の管理

- 1 当社は参加者の情報を、登録審査、本人確認、取引、精算、配送、連絡及び法令上の記録保存に必要な範囲で利用し、適切に管理します。EZBid 事務局及び配送等の委託先への提供は、これらの業務に必要な範囲で行います。
- 2 当社及び参加者は、取引により知り得た非公開の顧客情報、仕入情報等を、相手方の承諾なく第三者へ開示し又は目的外に利用しません。公知の情報及び法令に基づく開示等は除きます。
- 3 当社が防犯又は取引記録のため撮影・録音する場合は、その目的を告知します。情報は必要な期間保存し、不要となった情報は適切に削除又は廃棄します。

第 15 条 損害と責任

- 1 当社又は参加者が、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、法令及び本規約に従い責任を負います。
- 2 当社の通常の過失による賠償は、直接かつ通常生じる損害の範囲とします。当社の故意又は重大な過失による場合及び法令上制限できない場合は、この制限を適用しません。
- 3 当社の責めに帰すべき事由のない災害、通信障害等について、当社は結果を保証しません。ただし、事故後の通知、商品保全及び必要な調査・協議を行います。
- 4 売主の商品説明、処分権限及び商品自体の問題に関する責任と、当社の保管・作業等に関する責任は、原因に応じて区分して対応します。

第 16 条 規約の変更と協議

- 1 本規約を変更する場合は、法令上認められる方法により、変更内容、施行日及び周知方法を定めて事前に通知します。既に成立した取引に不利益な変更を遡って適用しません。
- 2 本規約に定めのない事項又は解釈に疑義がある事項は、一般利用規約及び日本法に従い、関係者が誠実に協議します。
- 3 当社と参加者との間の本会場参加契約に関する訴訟は、法令上許される範囲で千葉地方裁判所又は松戸簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。EZBid 運営会社との契約の管轄は一般利用規約によります。